

平成24年1月11日

美唄市総合福祉センターの財産取得について

(議員協議会参考資料)

保健福祉部 地域福祉課

1 財産の取得

社会福祉法人美唄市社会福祉協議会から、美唄市が総合福祉センターを無償にて取得

2 経過

年 度	対 応	詳 細
		◎総合福祉センター建設
	・建設理由	総合的施設として、総合福祉センター、保健センター、ピピオイの里プラザの3施設が一体となり、建設された。
	・建設費総額	9億7,110万円
		補助・助成金 2億8,980万円
	【補助】	美唄市補助金 1億4,000万円
	【助成】	日本船舶振興会(現 日本財団) 1億4,300万円
		中央競馬社会福祉財団 680万円
	・資金内訳	借入金 6億8,130万円 (973,893,863円利率含む総支払額)
		社会福祉医療事業団 4億1,030万円
	【借入】	空知商工信用組合 2億5,100万円
		道新基金 2,000万円
	・取得内容	費用内訳
	【土地】	4,732.82㎡ 1億6,400万円
	【建物】	鉄筋コンクリート造り2階建2,679.21㎡ 8億 710万円
	◎債務負担行為の設定	
	・平成3年度美唄市一般会計予算(平成3年度以降21カ年の期間で債務負担の設定)	
	・総合福祉センター建設事業補助金(総合福祉センター建設補助事業)	
	【限度額】 10億6,000万円	
	【総支出額】 9億7,000万円程	
	社協	◎社会福祉協議会評議員会 議案第25号(平成4年3月17日)
		1 総合福祉センター建設資金は、美唄市が債務負担行為を行う。
		2 債務負担行為終了後、美唄市に財産譲渡を行う(土地・建物)。
	社協 理事会・常務理事	(理由 社協が借りたが社協自体に支払い財力がない、また、建物の修理管理など社協に財力がないため、債務負担行為終了後、宅地、建物共に美唄市に財産を移譲する。)
		◎美唄市総合福祉センターに係る確認書(平成8年4月1日)
	市・社協	・債務負担行為終了後、社協は財産を美唄市に無償譲渡し、財産は、美唄市に帰属する。なお、債務負担行為終了前に、財産譲渡の条件が整った場合は、その時点で双方協議を行う。
	平成8年	
	平成23年	◎社会福祉協議会理事会にて、無償譲渡に係る協議開始について、議決を得た。

3 市の考え方

・市は、平成8年度に交わされた確認書のとおり、無償にて財産を取得する。また、財産取得後は、行政財産として非公募による指定管理者で、社協にて運営管理を行わせる。

・双方協議については、管理運営を指定管理により行うこと、また、財産取得に係る円滑な対応のため、協議を11月から実施。

4 対応

(1) 市と社協との協議

・指定管理に係る詳細説明と費用について

・建物設備の改修、修繕について

・社協事業に係る取り扱いについて

(2) 市建築住宅課により、建物・設備の調査(老朽化に伴う今後の整備計画作成のため)

5 今後のスケジュール

	1月	◎ 指定管理者選定審査会(非公募による指定管理施設)
	2月	◎ 指定管理者予定者の決定
	3月	◎ 設置・管理条例の提案
		◎ 指定管理関係予算の提案
		◎ 指定管理者の提案及び3年間の債務負担行為提案
平成24年		